

読谷村パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成31年3月28日規則第4号）

最終改正:

改正内容:平成31年3月28日規則第4号〔平成31年4月1日〕

○読谷村パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成31年3月28日規則第4号

読谷村パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、読谷村パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例（平成31年読谷村条例第5号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（管理の代行等）

第2条 条例第4条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、次条から第5条の規定中「村長」とあるのは、「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

（使用料の減額）

第3条 条例第10条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を半額に減額することができる。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている場合
- （2）障害者総合支援法（平成17年法律第123号）による認定を受けている場合
- （3）その他村長が認めた場合

2 使用料に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（減額申請）

第4条 減額申請は、読谷村パークゴルフ場使用料減額申請書（第1号様式。以下「減額申請書」という。）による。ただし、村長がその必要がないと認めた場合は、口頭により申請することができる。

（減額許可通知書等の発行）

第5条 村長は、減額申請書が提出されたときは、その減額の許可、不許可を決定し、読谷村パークゴルフ場使用料減額許可（不許可）通知書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

（営業行為の許可申請）

第6条 条例第13条の規定による許可を受けようとする者は、読谷村パークゴルフ場内営業行為許可申請書（第3号様式）による。

（許可証の交付）

第7条 村長は、前条の規定による許可をする場合は、読谷村パークゴルフ場内営業行為許可証（第4号様式）を交付するものとする。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、施設の管理等に関し必要事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

年 月 日

読谷村パークゴルフ場使用料減額申請書

読谷村長 様

(団体名)
(代表者) 氏名 印
連絡先

次のとおり減額を申請します。

利用年月日	年 月 日
利用時間	時 分 ～ 時 分
利用目的	
利用人員	高校生以下 名 一 般 名 計 名 65歳以上 名

※開催要項等の関係書類を添付すること。

第 号
年 月 日

読谷村パークゴルフ場使用料減額許可（不許可）通知書

様

読谷村長 印

年 月 日に申請あった、使用料減額申請について、次のとおり通知します。

利用年月日	年 月 日 (曜日)
利用時間	時 分 ~ 時 分
利用目的	
利用人員	高校生以下 名 一 般 名 計 名 65歳以上 名
決定区分	1 許 可 1 不許可
減額の額	
不許可理由	

教示

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に村長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、読谷村を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

読谷村パークゴルフ場内営業行為許可申請書

読 谷 村 長 殿

申 請 者 住 所
氏 名
連 絡 先

次のとおり読谷村パークゴルフ場内における行為の許可を申請します。

利用年月日	年 月 日
利用時間	時 分 ～ 時 分
利用目的	
備 考	

※関係書類を添付すること。

第 号
年 月 日

読谷村パークゴルフ場内営業行為許可証

様

読谷村長 印

次のとおり読谷村パークゴルフ場内における行為を許可します。

利用年月日	年 月 日
利用時間	時 分 ~ 時 分
利用目的	
許可条件	1 承認された営業行為以外の営業行為を行わないこと。 2 営業行為を中止する場合は、村に届けを提出すること。 3 許可条件を遵守しない場合、営業行為を取り消す場合もある。